（別添４）

条件付一般競争入札公告共通事項書（業務委託）

１　適用

本書で定める事項は、病院局条件付一般競争入札実施要領（平成１９年５月１日病院局経営管理課定め。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成２０年宮崎県告示第３６９号）第１０条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

(3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、県の入札参加に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。

(5) 民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(6) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ｱ) 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。(ｲ)において同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこ

ととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

３　最低制限価格等の設定

この入札においては、病院局最低制限価格制度事務取扱要領（令和２年４月１日病院局経営管理課定め）に定める最低制限価格又は宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成８年４月１日県土整備部技術企画課定め）に定める調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとする。

４　入札説明書等の閲覧等

(1) 業務委託を発注する機関（以下「発注機関」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。

① 入札公告の写し

② 条件付一般競争入札公告共通事項書

③ 特記仕様書

④ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料（以下「その他資料」という。）

(2) 入札説明書等は、宮崎県公共事業情報サービス［https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html］にダウンロードできる形式で掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、発注機関における閲覧のみとする。

(3) その他資料は、原則として閲覧に供する期間は貸し出す。

５　入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 入札説明書等に関する質問は、入札公告に定める期間、発注機関において宮崎県電子申請システムにより受け付ける。

(2) 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス［https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html］に掲載することにより行う。

６　入札参加手続

入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間に宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札要領」という。）第１０条に定めるところにより入札書を提出するものとする。

７　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成１８年病院局企業管理規程第１５号。以下「規程」という。）第８１条の規定による。

(2) 契約保証金については、納付すること。ただし、土木設計業務等委託契約書又は建築設計業務委託契約書第４条第１項第２号又は第３号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付がなされたものとし、同項第４号又は第５号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

８　入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

９ 落札候補者の決定等

(1) 開札後、予定価格の範囲内で失格又は無効とされた者を除く最低価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、その価格以上の応札を行った者を落札候補者とする。また、調査基準価格及び失格基準価格を設けている場合は、低入札価格調査を行った上で落札候補者の決定を行うものとする。

(2) 前項の最低価格で入札した者が２者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）による電子入札要領第１９条に規定するくじで落札候補者を定める。

(3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行った上で、落札者として決定する。

10　再度の入札

(1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。

(2) 当初の入札において、低入札価格調査を辞退した者又は失格若しくは無効とされた者は、再度の入札に参加できない。

(3) 再度の入札の回数は、１回とする。

(4) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低入札価格と予定価格との差が５％の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

(5) 前項の規定による随意契約においても、１１の規定に準じて資格確認を行った上で、契約の相手方として決定する。

(6) 資格確認の結果、入札参加資格がないとした場合は、１２の(3)の規定に準じて、通知を行う。

11　入札参加資格確認申請

(1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（実施要領別記様式第３号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。

①　同種業務実績調書（実施要領別記様式第６号）

②　管理技術者等の資格・業務経験調書（実施要領別記様式第７号）

③　その他入札参加資格を確認するため公告において提出を求める資料

(2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、申請を指示した日の翌日から起算して２日以内に落札候補者が発注機関に持参、送付（郵便書留など配達の記録ができるものであって、発注機関の長が申請を指示した日の翌日から起算して２日以内の消印のものに限る。）又は電子入札システムにより行う。ただし、落札候補者となった者が、既に他の業務委託における落札者又は落札候補者であるために当該入札に係る契約の内容に適合した履行ができないと判断する場合及び配置予定技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等により必要な技術者を配置することができなくなった場合には、発注機関に連絡するとともに、当該申請書等に代えて入札参加資格確認辞退届（実施要領別記様式第８号）を提出するものとする。

(3) 提出期限日の翌日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。ただし、発注機関の長が指示し

た場合はこの限りでない。

(4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して２日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

12　落札者の決定

(1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者が決定した場合にあっては、電子入札要領第１８条に規定する落札決定通知書を送付する。

(3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（１１の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（実施要領別記様式第９号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

(4) 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合においては当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書（実施要領別記様式第１０号）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

13　入札参加資格がないとされた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないとされた入札参加資格確認結果通知書（落札決定取消通知書を含む。）を受理した者は、宮崎県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領（平成１５年８月１日総務部財政課・県土整備部管理課・技術企画課定め）に定めるところにより、当該通知を受理した日の翌日から起算して２日以内に、入札参加資格がないとされた理由の説明を求めることができる。

(2) 前項の説明を求められたときは、同要領に定めるところにより回答する。

(3) １４の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（実施要領別記様式第１１号）により当該他の落札候補者に通知する。

14　次順位者の資格確認

(1) 落札候補者に入札参加資格がない場合、落札者の落札決定を取り消した場合又は入札が無効である場合は、入札参加資格がない者、落札決定を取り消された者又は入札が無効である者（以下「無効者等」という。）以外の同価入札者が２者以上いる場合にあっては当該同価入札者による電子入札要領第１９条に規定するくじで落札候補者を定め、無効者等以外の同価入札者が１者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては無効者等の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。ただし、最低制限価格を設けている場合は、その価格以上の応札を行った者を落札候補者とする。

(2) 前項の規定による資格確認は、無効者等に１２の(3)及び(4)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該無効者等から１３の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は１１の(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

15　入札の無効

(1)　規程第１０７条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

①　虚偽の申請を行った者のした入札

②　この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

③　入札参加資格を満たさないことが明らかである者又は契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

(2)　入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（実施要領別記様式第１４号）により通知する。